

不登校児童生徒の保護者を対象とした情報発信・交流及びニーズ調査事業業務委託仕様書(案)

第1 適用範囲

本仕様書は、長野県知事 阿部 守一（以下「委託者」という。）が委託する「不登校児童生徒の保護者を対象とした情報発信・交流及びニーズ調査事業業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2 目的

本業務は、県内における不登校児童生徒の保護者への多様な学びや居場所に関する情報発信や、保護者同士の交流の場づくりを行うことにより、様々な家庭の悩み・不安の緩和につなげるほか、フリースクール等民間施設を利用する児童生徒の保護者へのニーズ調査を通じ、行政による保護者視点からの現状・課題の把握や家庭の負担軽減策を検討促進させることを目的とする。

第3 定義

「不登校児童生徒」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、学校に行けない、又は行かない選択をした義務教育段階の児童生徒をいう。

「フリースクール等民間施設」（以下「フリースクール」という。）とは、学校外の場において、自主性・主体性の下に、不登校児童生徒に対して学習活動、教育相談、体験活動や居場所の提供などの支援を行っている民間事業者をいう。

第4 関係法令等

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、以下の関係法令等を遵守し行う。

- ・長野県財務規則及び諸規則
- ・契約書
- ・その他関係法令及び通達

第5 委託業務の概要

本業務の委託内容は、以下のとおりとする。なお、業務遂行上必要となる一切の経費は委託料に含むものとし、業務の実施にあたっては委託者と協議の上で進めること。

1 不登校児童生徒の保護者同士の交流会開催

- (1) 対象者
- (2) 方法及び内容
- (3) アンケート調査の実施
- (4) その他

2 フリースクール利用家庭への保護者ニーズ調査実施

- (1) 調査の企画・準備等
- (2) 調査の実施・集計・分析

3 独自提案

第6 委託業務の詳細

本業務の委託内容は、以下のとおりとする。なお、業務の実施に当たっては委託者と協議の上で進めること。

1 不登校児童生徒の保護者同士の交流会開催

(1) 対象者

- ・県内の不登校児童生徒の保護者及びそれに準ずる者を幅広く対象として、会の参加者を公募する。その際は、委託者及び受託者の双方でプレスリリースや関係者へのメール等周知を行う。

(2) 方法及び内容

ア 方法

- ・会はオンライン形式によるものとし、120 分から 150 分程度を目途に令和 7 年 8 月から 9 月頃の間で 1 回実施すること。
- ・開催日時や募集時期については、参加者になるべく多く見込めるよう設定すること。
- ・参加者の募集に当たっては、保護者向けのチラシを作成・配布する等、対象者を集めるために効率的かつ効果的な広報活動を行うこと。
- ・資料が必要となる場合は、受託者は委託者と調整しながら作成のうえデータ配布及びオンライン上で画面共有を行うほか、当日の進行等を担うこと。

イ 内容

- ・委託者と協議しながら「多様な学びに関すること」の範囲内でテーマや会の名称を設定するほか、開催にあたっては参加者含め関係各所と連絡調整を行うこと。
- ・参加者に役立つ情報の発信や、学びを得る機会となるような内容を組み入れること。
(例) 県内フリースクール情報の案内や、テーマに合わせた外部講師の招聘・講演等
- ・会の後半には、少数の参加によるグループ別交流会（Zoom の場合：ブレイクアウトルーム機能の活用等）を十分な時間組み入れること。

(3) アンケート調査の実施

- ・会の終了後は、参加者へのウェブによるアンケート調査の実施・結果の集約を行うこと。
なお、アンケート項目は今後の施策の参考とするため、委託者と協議して決定すること。

(4) その他

- ・委託者が別途開催する「多様な学びを考える支援者 ～民間・教員・保護者等～ のつどい」（令和 7 年 8 月頃予定）に出席すること。

2 フリースクール利用家庭への保護者ニーズ調査実施

(1) 調査の企画・準備等

ア 調査対象及び内容（調査事項等）

- ・調査は、委託者が把握する県内フリースクール（50 か所程度）の協力を仰ぎ、その利用家庭の保護者（200 家庭程度を想定）や上記 1 の交流会参加者を対象に、令和 7 年 9 月から 10 月までの間で 1 回実施（準備や結果の分析等を含む）する。
- ・調査対象者の連絡先は委託者が提供し、その後のフリースクールや家庭との連絡等のやり取り（質問対応含む）は、委託者と調整しながら受託者が行う。
- ・調査はアンケート形式で行い、その内容は、家庭の心理的な負担に配慮しながら、フリースクール利用で生じる経済的負担や親の会への所属状況に加え、家庭視点からの行政ニーズを含むものとし、別途県と協議することにより決定する。

イ 調査手法

- ・専用フォームを作成し、インターネット調査により実施すること。
- ・パソコン端末に加え、利用者の多いスマートフォンやタブレット端末で実施することを踏まえ、設計すること。

(2) 調査の実施・集計・分析

ア アンケート調査の実施

- ・調査期間は3週間程度とし、より多くの対象者が回答できるよう工夫すること。

イ アンケート調査の集計・分析

- ・調査後は速やかに集計・分析を行い、3週間を目途にその結果をとりまとめ県に報告すること。なお、報告にあたっては電子データファイル（PowerPoint）によるものとする。
- ・クロス集計なども用いるほか、市町村によるフリースクール利用者支援等の実施状況も踏まえた分析を行うこと。

3 独自提案

本事業を効果的なものとするため、独自の取組を提案、実施すること。

（例：広報の工夫、保護者に役立つ情報発信、市町村による保護者支援の取組整理、一部項目の回数増 等）

第7 成果品

- 1 実施したアンケートの集計結果をまとめた報告書
- 2 実施した意見交換の開催日時、参加者数、交流会の内容、配布資料等をまとめた報告書
- 3 周知用チラシデータ（参加者募集に必要な時期に納品）
- 4 業務の実施に要した経費の内訳書
- 5 その他、成果品として認められるもの

第8 委託期間

契約日から令和7年11月30日まで

第9 スケジュール

業務実施に関する概ねのスケジュールは以下のとおりで、受託者は下表及び企画提案に基づき本業務を実施すること。

時期（目安）	内 容	
	1 保護者交流会	2 保護者ニーズ調査
令和7年6月上旬 （契約締結後）	・事務打ち合わせ（以降、随時） ・テーマや内容（講師等）決定	・事務打ち合わせ（以降、随時） ・フリースクールとの調整（委託者）
令和7年7月	・チラシ作成、広報等事前準備 ・資料等作成	・調査項目の整理 ・対象連絡先の共有
令和7年8月	・ <u>交流会の開催</u> ・会終了後のアンケートまとめ	・項目の決定、依頼文作成
～令和7年9月		・ <u>ニーズ調査の実施（3週間程度）</u> ・調査の結果集計・分析（3週間程度）
～令和7年10月	・事後打ち合わせ、振り返りなど	
令和7年11月		・事後打ち合わせ、振り返りなど
～令和7年11月30日	業務完了報告書の提出	

※本スケジュールは目安であり、委託者と受託者の協議により適宜変更するものとする。

第10 契約の変更

契約の変更については、委託者と受託者の協議により定めるものとする。

第11 疑義について

- 1 仕様書に記載のない事項や業務内容の変更等の疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定める。
- 2 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。

第12 その他留意事項

- 1 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- 2 本業務の実施に際し、第三者が著作権を有するものを使用したことで問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任において処理すること。
- 3 使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分に配慮し、これを行わないこと。
- 4 業務上知り得た個人の秘密は、第三者に漏らしてはならない。この項については契約期間の終了後または解除後も同様とする。
- 5 成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- 6 本業務の実施のために県が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。
- 7 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、委託契約書別紙の「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。
- 8 成果物等に関する著作権は、長野県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- 9 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- 10 業務に必要な経費は受託者側で負担すること。
- 11 その他、本業務の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めること。